

運転免許取得助成事業

予算額 全ト協 98,700千円
茨ト協 39,500千円

1. 対象事業

運転者が各種車両区分に対応するため必要な、以下の運転免許取得に係る費用等（教習所へ支払った費用）とします。

※原則として事業者が負担した費用を対象とします。

- ①準中型免許（新規） ②準中型免許（限定解除） ③中型免許 ④大型免許
⑤けん引免許（中型・大型免許所持者に限る） ⑥特例講習の受講

※①、②、⑥については、要件を満たした場合のみ全ト協からも協調補助がありますが、受付後、要件に該当する場合は当協会よりご連絡致します。

2. 助成額

1名あたり免許取得に係る費用（消費税は除く）の1/2の額（100円未満切り捨て）で、限度額は次のとおりとします。

- ① 準中型（新規） 50,000円 ②準中型（限定解除） 30,000円
② 中型 50,000円 ④大型 150,000円
⑤ けん引 50,000円 ⑥特例講習の受講 100,000円

なお、1事業者に対する助成は、800,000円を限度とします。

3. 対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月15日までに免許を取得し、支払いが終了するものとします。

4. 実績報告及び助成金の請求

実績報告書に必要事項を記載し、以下の期日までに助成金を請求してください。

取得期間	申請期限
4月1日(火)～8月31日(日)	10月31日(金)
9月1日(月)～11月30日(日)	1月9日(金)
12月1日(月)～3月15日(日)	3月16日(月)

（添付書類）

- ・ 免許取得者名簿（別紙1） ・ 在職証明書（別紙2）
- ・ 運転免許証の写し※マイナ免許証の場合にはご相談ください。
- ・ 教習所への費用支払いを証明するものの写し（領収書・振込書等）

5. 助成条件

- ・ 茨ト協に加入し、かつ、会費の未納がない会員とします。
（入会以降の取得分を対象とします）
- ・ 県内の営業所に勤務する従業員を対象とします。

6. その他

- ・ 外免切替講習の受講に対し、全ト協より受講費用の1/2（上限40,000円）が助成されますので、申請を希望される場合は当協会へご連絡ください。